

作成日 2024/09/27  
改訂日

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フローンヌルサット艶消 A-2エメラルドグリーン A液
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約  
化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器 腎臓 免疫系) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない か分類できない。
-------	--

## GHSラベル要素

## 絵表示

注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
H332 吸入すると有害  
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い  
H350 発がんのおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、  
腎臓、免疫系の障害のおそれ

注意書き  
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこ  
と。(P202)  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入し  
ないこと。(P260)  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を  
避けること。(P261)  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。  
(P271)  
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用する  
こと。(P280)

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやす  
い姿勢で休息させること。(P304+P340)  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／  
手当を受けること。(P308+P313)  
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)

保管 廃棄	気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)				
	施錠して保管すること。(P405)	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)			

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	混合物		CAS番号
			官報公示整理番号 化審法	安衛法	
石油ナフサ	1-2%	不明	不明	不明	64742-95-6
1-ブトキシ-2-プロパノール	1-2%	不明	(2)-2424,(7)-	既存	5131-66-8
トリエタノールアミン	0.5-1%	N(CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> OH) <sub>3</sub>	(2)-308,(2)-	既存	102-71-6
N, N-ジメチルアミノエタノール	0.1-0.2%	不明	(2)-297,(2)-	既存	108-01-0
酸化チタン(IV)	0.5-1%	TiO <sub>2</sub>	(1)-558,(5)-	既存	13463-67-7
結晶質シリカ	5-10%	SiO <sub>2</sub>	(1)-548	既存	14808-60-7
銅及びその化合物	0.5-1%	不明	(5)-3315	既存	1328-53-6

### 4. 応急措置

#### 吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

口をすぐすこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

### 5. 火災時の措置

#### 適切な消火剤

この製品自体は、燃焼しない。

#### 使ってはならない消火剤

情報なし

#### 火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

#### 特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

#### 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。



	上限	
引火点		データなし
自然発火点		引火せず
分解温度		データなし
pH	6	データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度	1.38	
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
<b>10. 安定性及び反応性</b>		
反応性		情報なし
化学的安定性		通常の温度、圧力の条件では安定である。
危険有害反応可能性		通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件		加温、火気
混触危険物質		危険有害反応可能性参照
危険有害な分解生成物		情報なし
<b>11. 有害性情報</b>		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が2447.6719351mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が6309.5238095mg/kgのため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(液体) GHS定義による液体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が8866.25ppmのため区分4とした。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が28.9533333mg/lのため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 10×(区分1+1A+1B+1C)+区分2の成分合計が1.269%のため、区分3とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分3から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
呼吸器感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
皮膚感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

生殖細胞変異原性 発がん性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 ※区分1は0.733%含まれる。 ※区分1は0.443%含まれる。 区分2の成分が8.485%のため、区分2とした。 区分1Aの成分が8.485%のため、区分1Aとした。 ※区分2は0.851%含まれる。	
生殖毒性	(生殖毒性) 区分1Bの成分が0.443%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。	
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)	毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 区分1(呼吸器)の成分が8.485%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(腎臓)の成分が8.485%のため、区分2(腎臓)とした。 区分1(免疫系)の成分が8.485%のため、区分2(免疫系)とした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。	
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)		
誤えん有害性		
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期 (急性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が13.942%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。	
水生環境有害性 長期 (慢性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0.608%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。	
生態毒性 残留性・分解性 生体蓄積性 土壤中の移動性 オゾン層への有害性	データなし データなし データなし データなし データ不足のため分類できない。	
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。	
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。	
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	非該当 Not applicable Not applicable
	航空規制情報	非該当

国内規制	陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属 書II 及びIBC コードに よるばら積み輸送さ れる液体物質 航空規制情報 緊急時応急措置指針番号	消防法の規定に従う。 非該当 非該当 非該当 非該当 非該当 なし
15. 適用法令		
労働安全衛生法		作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条 第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条 の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表 第9) トリエタノールアミン(政令番号:381)(0.5-1)(營 業秘密) 石油ナフサ(政令番号:330)(1.397%) 結晶質シリカ(政令番号:165の2)(5%-10%)(營業 秘密) 酸化チタン(IV)(政令番号:191)(0.5-1%)(營業 秘密) 銅及びその化合物(政令番号:379)(0.5-1%)(營 業秘密) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条 第2項、施行令第22条第1項) がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年 12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発 1226第4号) 結晶質シリカ 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条 の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
労働安全衛生法に基づく ラベル表示・SDS交付等 の義務対象物質(令和7 年4月1日施行予定分)		2-(ジメチルアミノ)エタノール(政令番号:997) (0.1-0.2%)(營業秘密) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条 第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
労働安全衛生法に基づく ラベル表示・SDS交付等 の義務対象物質(令和8 年4月1日施行予定分)		名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条 の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促 進法(PRTR法) 化審法		1-ブキシ-2-プロパンール(政令番号: 1748)(1-2%)(營業秘密) 非該当 非該当 監視化学物質(法第2条第4項) 優先評価化学物質(法第2条第5項) 非危険物
消防法 水質汚濁防止法 大気汚染防止法		指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中 央環境審議会第9次答申)

## 海洋汚染防止法

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告)

油性混合物(施行規則第2条の2)

有害でない物質(施行令別表第1の2)

有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)

有害液体物質(Y類同等の物質)(環境省告示第148号第2号)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令10号)

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

## 外国為替及び外国貿易法 特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

## 水道法

## 下水道法

## 労働基準法

## 16. その他の情報

### 連絡先

東日本塗料株式会社

溶剤便覧 製品評価技術基盤機構(NITE) メーカーSDS

日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」

日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」

日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」

日本ケミカルデータベース製物質データベース

[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分注意して下さい。

この製品の安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の取り扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。

### その他